○国土交通省告示第千二百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十二日　国土交通大臣　前原　誠司

別表四の項中、確認検査業務の開始の日欄を「平成十六年十月一日」から「平成二十一年九月三十日」に改め、同項の指定の有効期間の欄を「指定をした日から五年間」から「平成二十一年十月一日から五年間」に改め、別表七の項中、業務区域欄を「岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県、佐賀県及び熊本県の全域」から「岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県福山市、広島県尾道市、広島県三原市、香川県、愛媛県四国中央市、愛媛県新居浜市、福岡県、佐賀県及び熊本県の全域」に改め、同項の業務を行う事務所の所在地欄中「へ　福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目三番二十三号」を「へ　岡山事務所　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号　福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目三番二十三号」に改め、同表に次のように加える。

二十二	ＳＧＳジャパン株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階	省令第十五条各号に掲げる区分	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び愛知県名古屋市の全域	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階	平成二十一年十一月二十日から五年間

○環境省告示第七十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定に基づき、小笠原国立公園の区域を変更したので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十一年十一月十二日　環境大臣　小沢　鋭仁

一　変更後の区域

東京都小笠原村内国有林小笠原総合事務所一林班から十二林班まで、十四林班から十七林班まで、二十二林班から二十八林班まで、三十一林班から三十六林班まで及び三十九林班の全部並びに十三林班、十八林班から二十一林班まで、二十九林班及び三十林班の各一部

東京都小笠原村聟島列島の聟島及び媒島の各一部

東京都小笠原村父島列島の弟島、兄島及び西島の各一部並びに父島の旭山、扇浦、大滝、大根山、奥村、北袋沢、桑ノ木山、境浦、時雨山、巽谷、釣浜、長谷、西海岸、西町、初寝浦、東海岸、屏風谷、吹上谷、二子、船見山、三日月山、南袋沢、宮之浜、宮之浜道及び夜明山の各一部

東京都小笠原村母島列島の母島の猪熊谷、大谷、庚申塚、蝙蝠谷、衣館、中ノ平、長浜、西浦、西台、東台、評議平、船木山、船見台及び南崎の各一部並びに姪島、妹島及び姉島の各一部

東京都小笠原村西之島の一部

東京都小笠原村北硫黄島の一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の全部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第七十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第一項の規定に基づき、小笠原国立公園に関する公園計画を変更したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十一年十一月十二日　環境大臣　小沢　鋭仁

一　特別地域

（一）　特別地域

東京都小笠原村内国有林小笠原総合事務所一林班から十二林班まで、十四林班から十七林班まで、二十二林班、二十五林班から二十八林班まで、三十一林班から三十六林班まで及び三十九林班の全部並びに十三林班、十八林班から二十一林班まで、二十三林班、二十四林班、二十九林班及び三十林班の各一部

東京都小笠原村聟島列島の聟島及び媒島の各一部

東京都小笠原村父島列島の弟島、兄島及び西島の各一部並びに父島の旭山、扇浦、大滝、大根山、奥村、北袋沢、桑ノ木山、境浦、時雨山、巽谷、釣浜、長谷、西海岸、西町、初寝浦、東海岸、屏風谷、吹上谷、二子、船見山、三日月山、南袋沢、宮之浜、宮之浜道及び夜明山の各一部

東京都小笠原村母島列島の母島の猪熊谷、大谷、庚申塚、蝙蝠谷、衣館、中ノ平、長浜、西浦、西台、東台、評議平、船木山、船見台及び南崎の各一部並びに姪島、妹島及び姉島の各一部

東京都小笠原村西之島の一部

東京都小笠原村北硫黄島の一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

（二）　特別保護地区

東京都小笠原村内国有林小笠原総合事務所一林班から十二林班まで、十七林班、二十五林班、三十一林班から三十六林班まで及び三十九林班の全部並びに十三林班から十六林班まで、十九林班、二十一林班から二十四林班まで及び二十六林班から三十林班までの各一部

東京都小笠原村聟島列島の聟島及び媒島の各一部

東京都小笠原村父島列島の弟島、兄島及び西島の各一部並びに父島の旭山、大滝、桑ノ木山、時雨山、巽谷、釣浜、西海岸、初寝浦、東京都小笠原村母島列島の母島の猪熊谷、大谷、庚申塚、衣館、長浜、西浦、西台、東台、船木山及び船見台の各一部並びに姪島、妹島及び姉島の各一部

東京都小笠原村西之島の一部

東京都小笠原村北硫黄島の一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

（三）　第一種特別地域

東京都小笠原村内国有林小笠原総合事務所十三林班から十六林班まで、十八林班、十九林班、二十一林班、二十二林班、二十四林班及び二十六林班から三十林班までの各一部

東京都小笠原村父島の旭山、大滝、奥村、北袋沢、桑ノ木山、境浦、時雨山、巽谷、西海岸、屏風谷、吹上谷、南袋沢及び夜明山の各一部

東京都小笠原村母島の猪熊谷、大谷、蝙蝠谷、中ノ平、長浜、西浦、評議平、船木山、船見台及び南崎の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

（四）　第二種特別地域

東京都小笠原村内国有林小笠原総合事務所十三林班、十六林班、十九林班から二十三林班までの各一部

東京都小笠原村父島の大滝、大根山、北袋沢、桑ノ木山、時雨山、巽谷、長谷、西町、二子、船見山、三日月山、宮之浜及び宮之浜道の各一部

東京都小笠原村母島の猪熊谷、大谷、蝙蝠谷、衣館、長浜、西浦、東台及び船木山の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

（五）　第三種特別地域

東京都小笠原村内国有林小笠原総合事務所十三林班、十四林班、十八林班、十九林班及び二十四林班の各一部

東京都小笠原村父島の旭山、扇浦、桑ノ木山、境浦、吹上谷及び夜明山の各一部

東京都小笠原村母島の庚申塚の一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部